

## ご家族へおねがい

○「介護保険負担割合証」「後期高齢者医療被保険者証」は7月末で有効期限が切れ、新しい証書が市役所からご自宅へ届いています。ご面会などの際に事務局までご持参頂きますようお願いします。 ○10月からの施設料金変更に伴い、9月中旬頃から新しい料金の「同意書」への署名押印手続きをご案内していきます。



10月より <mark>施設料金が増額</mark> になります

## 消費税増税に伴う施設料金の変更



介護報酬の改定が行われ、本年10月1日より施設の利用料金が変更となります(増額します)。

今回の介護報酬改定は、消費税率10%引上げに伴い、介護サービス施設に実質的な負担が生じないよう、消費税対応分を補填されるものです。

利用料金の変更に伴い、10月以降も入所を継続する場合は、料金変更に関する同意書への署名・押印が必ず必要になります。

9月より順次、相談員よりご家族へご連絡を差し上げますのでよろしくお願いします(ご印鑑を3本持参下さい)。



